

日行連発第 344 号  
令和 6 年 6 月 11 日

各 役 員 様  
各単位会長 様

日本行政書士会連合会  
会長 常住 豊

行政書士法施行規則の一部改正について（周知）

標記について、総務省自治行政局行政課より令和 6 年 6 月 10 日付で公布され、同日に施行された旨の通知がありました。

については、下記資料をお送りしますので、各単位会におかれましては、所属会員への周知を図るとともに、会員指導等をお願いします。

記

1. 送付物

- (1) 行政書士法施行規則の一部を改正する省令の公布及び施行について（通知）  
（令和 6 年 6 月 10 日付・総行行第 259 号）
- (2) 行政書士法施行規則の一部を改正する省令の公布及び施行について（通知）  
（令和 6 年 6 月 10 日付・事務連絡）
- (3) 行政書士法施行規則の一部を改正する省令について（概要・参考）
- (4) 行政書士法施行規則の一部を改正する省令（参考）

※日行連ホームページの会員専用サイトにも掲載いたします。

以上